

2025 年 公共図書館電子図書館アンケート用語解説

以下の用語の説明は、今回のアンケートのご回答をいただくための用語解説となります。

【1】「電子図書館サービス」及び「電子書籍サービス」等について

- ・このアンケートにおいて「電子図書館サービス」とは、以下の（1）から（6）のサービスをいいます。
- ・1-（1）の「電子書籍サービス」については、電子図書館から提供する場合に著者や出版社からの著作権の許諾が必要な電子書籍などをインターネットで電子書籍の閲覧を提供するサービスをいいます。

「電子図書館サービス」

分類	各電子図書館サービス	サービス事業者	提供サービス例	提供形態
1	(1) 電子書籍サービス	電子書籍サービス提供事業者（オーディオブック提供含む）	例：LibrariE&TRC-DL、TRC-DL、Overdrive、KinoDen、エルシエロ・オトバンク、LibrariE、Maruzen eBook Library 等	Web ブラウザやアプリで電子書籍（オーディオブック含む）の閲覧サービスの提供
	(2) 電子雑誌サービス	電子書籍サービス提供事業者	例：TRC-DL マガジン 等	Web ブラウザやアプリで電子書籍（オーディオブック含む）の閲覧サービスの提供
	(3) 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス	国立国会図書館	説明記載（国立国会図書館ホームページ） https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/	（著作権法 31 条 3 項の規定による）国立国会図書館デジタル資料のうち、絶版等資料の提供
	(4) オンラインデータベース提供サービス	データベースサービス提供事業者	例：JapanKnowledge/新聞 DB/EJ(外国ジャーナル) 等	オンラインデータベース利用提供
	(5) デジタルアーカイブの提供	著作権者が図書館・自治体（図書館（自館）経由） ※主に無償著作物	例：ADEAC(TRC)/AMLAD(NTT データ) 等 （図書館アーカイブサービス）	図書館自身が情報発信・広報資料
	(6) 音楽・音声情報配信サービス	音楽・音声情報配信サービス事業者	例：ナクソス・ミュージック・ライブラリー、国立国会図書館歴史的音源提供サービス 等	Web ブラウザやアプリで音楽・音声情報の配信（オーディオブック含まず）
2	パブリックドメイン電子書籍提供	著作権期間終了（パブリックドメイン ※） ・オンライン参照、ダウンロード提供	例：青空文庫（データ）/プロジェクト Gutenberg 他	著作権期間終了の著作物の提供
3	障害者向け電子書籍等提供	著作権の制限規定により、使用が可能な著作物	例：アクセシブルライブラリー DAISY 図書の提供 サビエ図書館	障害者への著作物提供（著作権法 37 条の権利制限規定に準じた提供）
※	パブリックドメイン	パブリックドメイン	著作権（著作財産権）期間が満了しているもの。 著作物自体は多くが無償か低額で提供されているもの。	

※公共図書館における「電子書籍などの提供サービス」の分類について

- ・当アンケートでは上記のように電子図書館サービスを分類しアンケート上「電子書籍サービス」とあるものは、下図の 1-（1） を対象としています。

※当アンケートでは、Web での図書検索・貸出予約サービス、OPAC 検索、パブリックドメインの電子書籍のみの電子書籍提供は「電子図書館サービス」とはしておりません。

【2】「電子書籍コンテンツ」

(アンケート中は単に「コンテンツ」と略することがあります)

・「電子書籍コンテンツ」とは、パソコンやタブレット・スマートフォンなどに電子書籍サービスとして提供される電子版の書籍コンテンツ（オーディオブック含む）のことをいいます。

【3】「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」

・「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」とは、電子書籍を閲覧することができる電子端末、電子書籍を読むことができるソフトウェア（アプリケーション）のことをいいます。

・電子書籍を読むことができる電子端末には、スマートフォン（iPhone、Android）やタブレットやパソコン（iPad、Windows、ChromeBook 等）で、Web ブラウザやアプリ（アプリケーション）を利用して閲覧することができる電子端末をいいます。

【4】国立国会図書館 「図書館向けデジタル化資料送信サービス」

・「図書館向けデジタル化資料送信サービス」とは、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共・大学図書館等の館内で利用できるサービスのことを言います。

・国立国会図書館の承認を受けた公共図書館等においては、送信を受けた資料の閲覧・複写サービスが実施できます。

・詳細は以下のページに記載があります。https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/

The screenshot shows the National Diet Library (NDL) website. The header includes the NDL logo and name in Japanese and English, along with navigation links for 'Home', 'About NDL', 'Using Resources', 'Inside the Library', 'About Us', 'For Partners', and 'About NDL'. The main content area is titled 'Library-to-Library Digital Content Transfer Service (For Librarians in Japan)' and includes a sidebar with a table of contents. The main text explains the service, its legal basis (Copyright Law, Article 31, Paragraph 2), and the application process. It also provides links for international librarians, non-librarian users, and authors/publishers.

国立国会図書館
National Diet Library, Japan

ホーム 国会関係情報 資料・情報利用 支館案内 事業紹介 関係者の方へ 国立国会図書館について

ホーム > 関係者の方へ > 図書館向けデジタル化資料送信サービス (日本国内の図書館員の方へ)

図書館員の方へ

- 図書館への対応
- サービス
 - 送受信サービス
 - 送受信の流れ
 - 図書館向けデジタル化資料送信サービス
 - 送受信の流れ
 - 国立国会図書館の役割
 - 送受信サービスを実施する図書館へのサービス
 - 送受信サービスの手続き
 - 送受信の流れ
 - 送受信サービスの手続き
 - 送受信サービスの手続き

図書館向けデジタル化資料送信サービス (日本国内の図書館員の方へ)

図書館向けデジタル化資料送信サービス (図書館送信) は、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館、大学図書館等の館内で利用できるサービスです。

※ このサービスは、著作権法 (昭和45年法律第47号) 第31条第2項 (e-Govへリンク) の規定を適用して行っています。また、著作権者・出版者団体などの関係機関で構成される「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」で取りまとめた「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への送受信に関する合意事項」に基づいて運用しています。

図書館送信をご利用いただくには、国立国会図書館に利用申請を行い、承認を受ける必要があります。このページでは、日本国内の図書館員の方を対象に、この承認のために必要な手続等をご案内しています。

日本国外の図書館員の方で、サービスのご利用をお考えの場合

「Digitized Contents Transmission Service for Librarians (For Librarians)」のページをご覧ください。

図書館員以外の方で、サービスの概要や利用方法についてお知りになりたい場合

「図書館向けデジタル化資料送信サービス」のページをご覧ください。

出版者、著作権者 (権) 者の方で、図書館送信の対象となる資料の送付手続を検討されている場合

「図書館向けデジタル化資料送信サービス (図書館送信) に係る送付手続」のページをご覧ください。

【5】「電子図書館のアクセシビリティガイドライン」

・「図書館向けデジタル化資料送信サービス」とは、国立国会図書館が公開している、視覚障害者などが電子図書館を利用する際のアクセシビリティ要件をまとめたガイドライン、現在「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 2.0」として公開されています。2025 年 5 月 12 日に公開され、特に発達障害等による読み困難を抱える人々が利用しやすいように、フォント変更や色反転、字間調整などの機能が追加されました。

・詳細は以下のページに記載、ダウンロードデータ（PDF）があります。

<https://www.ndl.go.jp/jp/support/guideline.html>

**国立国会図書館**
National Diet Library, Japan

本文へ サイトマップ よくあるご質問 Language

ホーム 国会関連情報 資料・情報の利用 来館案内 事業紹介 関係者の方へ 国立国会図書館について

ホーム > 障害のある方へ > 電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン2.0

電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン2.0

国立国会図書館
図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会
令和7年5月

 ※本書は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際（CC BY 4.0）に従って利用が可能です。

「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン2.0」について、ご意見・ご要望のある方は以下のメールアドレスまでお知らせください。

総務部企画課企画係
電話：03-3581-2331（代表）
メールアドレス：a11y-dl@ndl.go.jp

（[電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン2.0（PDF: 2.23MB）](#)は国立国会図書館デジタルコレクションからご覧いただけます。）